

## 有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付要綱

平成22年	4月	1日	決 裁
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	6日	一部改正
平成25年	5月	16日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	9日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	7日	一部改正
平成30年	4月	18日	一部改正
平成31年	4月	18日	一部改正
令和2年	1月	31日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	3月	31日	一部改正
令和3年	4月	30日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和4年	11月	1日	一部改正

### (趣旨)

第1条 県は、有害動植物防除等体制整備促進事業実施要領（平成19年6月29日付け農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づいて行う鳥獣被害防止対策及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

なお、本事業実施への補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事務費の取り扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長）、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長）、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長）によるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業、補助率等は別表1に定めるところによる。

なお、支払い方法については、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、知事が毎年度定め、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとし、その提出部数は2部とする。
- 3 申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、事業費に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(債権譲渡等の禁止)

第6条 補助事業者は、規則第7条の交付決定通知によって生じる権利及び義務の全部または一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更等の承認手続き)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書2部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第7条に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8条に規定する軽微な変更を除く。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知があった年度の12月31日現在における補助事業の遂行状況について、様式第4号の事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるとき、知事は補助事業者に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び補助事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月5日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

3 補助事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第10号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 第3条第3項のただし書きに該当した事業実施主体については、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第12条 規則第13条の報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第7号により行うものとする。

(額の再確定)

- 第14条 交付対象事業者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があつたこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条第1項及び第2項に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(返還)

- 第15条 第11条に定める報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額を様式第8号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備)

- 第16条 補助事業者は、補助事業に係わる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならぬ。
- 3 補助事業者は、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならぬ。
- 4 前3項の整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の経由)

- 第17条 規則及びこの要綱に基づき、補助事業者が知事に提出する書類は、農林振興センターの長を経由しなければならぬ。

(請負等契約)

- 第18条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱別記様式第2号の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 6日から施行する。

この要綱は、平成25年 5月 16日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 9日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 7日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 18日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 18日から施行する。

この要綱は、令和2年 1月 31日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和3年 3月 31日から施行する。

この要綱は、令和3年 4月 30日から施行する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和4年 1月 1日から施行する。

別表1（第2条、第8条関係）

## 1 鳥獣被害防止対策

経費	補助率	知事の承認を要する計画変更	
		経費の配分変更	事業の内容変更
1 推進事業 (1)被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥クマ複合対策 ⑦他地域人材活用 ⑧I C T等新技術の活用 (2)実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3)I C T等新技術実証 (4)農業者団体等民間団体被害防止活動 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ①販売拡大支援 ②搬入促進支援 (6)鳥獣被害対策実施隊体制強化 ①実施隊員の人材育成 ②新規猟銃取得支援 (7)捕獲サポート体制の構築 (8)処理加工施設の人材育成 (9)I C Tの活用による情報管理の効率化 (10)放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	1 推進事業定額（定額、1 / 2 以内）  2 整備事業定額（定額、5.5/10、1/2以内）	1 の鳥獣被害防止対策の経費の欄に掲げる1と2の鳥獣被害防止緊急捕獲活動の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 ただし、1の鳥獣被害防止対策の経費の欄に掲げる1と2の鳥獣被害防止緊急捕獲活動の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く	1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止  2 事業実施主体の変更
2 整備事業 (1)鳥獣被害防止施設 ①新規整備			

②再編整備 (2)処理加工施設 (3)捕獲技術高度化施設 (4)地域提案			
---	--	--	--

## 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動

経費	補助率	知事の承認を要する計画変更	
		経費の配分変更	事業の内容変更
推進事業 有害捕獲	定額	2の鳥獣被害防止緊急捕獲活動と1の鳥獣被害防止対策の経費の欄に掲げる1との経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減  ただし、2の鳥獣被害防止緊急捕獲活動と1の鳥獣被害防止対策の経費の欄に掲げる1との経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く	1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止  2 事業実施主体の変更

別表2（第4条、第12条関係）

1 交付申請書

事業	事業区分	添付資料
1 鳥獣被害防止対策	推進事業 整備事業	地域協議会の規約、事業実施年度の事業計画書、収支予算書及び前年度の実績報告・収支決算書、役員名簿
2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動	推進事業	

2 実績報告書

事業	事業区分	添付資料
1 鳥獣被害防止対策	推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払経費ごとの内訳を記載した資料等</li> <li>・領収書等の写し</li> <li>・単価5万円以上の購入物品等の写真</li> <li>・農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書</li> </ul>
	整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払経費ごとの内訳を記載した資料等</li> <li>・領収書等の写し</li> <li>・購入資材及び整備した施設の写真</li> <li>・農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書</li> <li>・財産管理台帳その他関係書類</li> </ul>
2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動	推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払経費ごとの内訳を記載した資料等</li> <li>・領収書等の写し</li> <li>・単価5万円以上の購入物品等の写真</li> <li>・有害捕獲確認書及びその添付資料</li> </ul>

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

所 在 地：\_\_\_\_\_

事 業 者 名：\_\_\_\_\_

代表者職・氏名：\_\_\_\_\_

様式第1号（第3条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者

市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長

有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりです。

記

補助金交付申請額

鳥獣被害防止対策補助金	円
鳥獣被害防止緊急捕獲活動補助金	円

注) 1 添付書類として、実施要領の別紙1の第4の1（別紙2の第4の1）により提出した事業実施計画書を添付する。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、提出後の計画書又は計画承認を受けた計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出する。

2 この他の添付書類については、別表2に掲げるとおりとする。

様式第2号（第5条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

4 経費の配分

経費の配分については、申請書の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け農支第155号埼玉県農林部長通知。以下、「交付要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付

け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長)、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事務費の取り扱いについて(平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長)、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長)、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について(平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長)に定めるところに従わなければならない。

## 6 条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱別表2の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 5又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- (6) 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、各事業主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、県の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により県による補助金の交付の決定をもって県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(10) 前号による県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(12) 5の補助事業者の責務に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(13) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(14) 補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号により農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費  
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者

市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記とおり変更（中止・廃止）したいので、有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け農支第155号）第7条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

注）別紙の様式第1号による補助金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出する。

この場合、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。

様式第4号（第10条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業遂行状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
団体名  
代表者の氏名

市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業の遂行状況について、補助金等の交付手続き等に関する規則第11条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		

(注) 事業の進行が遅れている場合は、備考欄にその理由を記入すること。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

所在地

団体名

代表者

市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 添付書類として、別紙の様式第1号に添付した事業実施計画書に準じて実績報告書を作成し添付すること。  
2 この他の添付書類については、別表2に掲げたとおりとする。  
3 このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第6号（第16条関係）

## 財産管理台帳

事業実施主体名

地区名			地区	事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名		鳥獣被害防止総合対策交付金						
政 策 目 的	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業区分	事業主体	工種構造	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	处分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第7号（第13条関係）

令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付額確定通知書

番 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金については、令和 年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金確定額 金 円

様式第8号（第15条関係）

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者

〔市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長〕

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金について、有害動植物防除等体制整備促進事業費交付要綱第11条の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付要綱第13条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (5) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注1）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (4) 交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第9号（第9条関係）

令和 年度 有害動植物防除等体制整備促進事業遅延届出書

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
団体名  
代表者の氏名

〔市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長〕

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、有害動植物防除等体制整備促進事業費交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 交付事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
		円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

様式第10号（第11条関係）

令和 年度 有害動植物防除等体制整備促進事業年度終了実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
団体名  
代表者の氏名

〔市町村を経由する場合  
市町村名  
市町村長〕

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度有害動植物防除等体制整備促進事業について、有害動植物防除等体制整備促進事業費交付要綱第11条の3の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	交付事業に要する経費(A)	国庫交付金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○	円	円	円	円	円	円	
○○○○							
年度内完了分 ○○○○							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越しに際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。